

第 6 章 事後調査計画

第6章 事後調査計画

6-1 事後調査項目の選定

対象事業の実施による環境への影響については、「第4章 調査・予測・保全対策・評価」で述べたように、周辺環境に著しい影響を与えるものではないと考える。

ただし、工事計画、施設計画に未確定な部分があることから、実際の工事中、存在・供用時の予測条件と異なる場合が考えられる。

一方、本予測に際しては、基本的に危険側の予測条件を設定し実施しているため、予測結果が環境保全に関する目標等を大きく下回っている項目又は現況を著しく悪化させない項目は、事後調査計画の対象外とした。

ただし、大気質など、周辺住民において関心が高い項目については、実際に測定を行い、事業の影響の有無を確認、公表することが必要と考える。

事後調査を行うにあたって、項目の選定・非選定の理由について、以下に示す。

6-1-1 大気質

1) 工事による影響

工事による大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表6-1-1に示す。

表 6-1-1 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：工事中）

区分	要因	工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	造成工事・掘削構図	建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	二酸化硫黄	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼動に伴う各種工事による大気質への影響は、環境保全に関する目標を満足している。また、対象事業実施区域の近傍には民家等の保全すべき施設はない。なお、鳥居平やまびこ公園が位置しているが、来園者が多く訪れる日曜・祝日の工事は行なわない予定である。これらのため、影響は小さいと予測することから、事後調査は行わない。 工事関係車両の走行に伴う大気への影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況騒音レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	一酸化窒素	-	-	-	-	-	
	二酸化窒素	-	-	-	-	-	
	浮遊粒子状物質	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類	-	-	-	-	-	
	粉じん ・降下ばいじん	-	-	-	-	-	
	その他の必要な項目 (カドミウム、水銀、鉛、PM2.5、塩化水素)	-	-	-	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用の大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-2 に示す。

表 6-1-2 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：存在・供用）

要 因		存在・供用による影響			選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	
区 分					
項 目	二酸化硫黄	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設の稼働による大気質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、カドミウム、水銀、鉛、PM2.5、塩化水素）への影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	一酸化窒素	-	○	-	
	二酸化窒素	-	○	-	
	浮遊粒子状物質	-	○	-	
	ダイオキシン類	-	○	-	
	粉じん・降下ばいじん	-	-	-	
	その他の必要な項目 (カドミウム、水銀、鉛、PM2.5、塩化水素)	-	○	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-2 騒音

1) 工事による影響

工事による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-3 に示す。

表 6-1-3 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：工事中）

要 因		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	造成工事、掘削工事	建築物等の撤去・廃棄工事	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
区 分							
項 目	総合騒音	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う各種工事による騒音への影響は、環境保全に関する目標を満足している。また、対象事業実施区域の近傍には民家等の保全すべき施設はない。なお、鳥居平やまびこ公園が位置しているが、来園者が多く訪れる日曜・祝日の工事は行わない予定である。また、工事中の仮囲いや低騒音型建設機械の使用、工事時間の遵守等を行なう計画でもあり、影響は小さいと予測することから、事後調査は行わない。 工事関係車両の走行に伴う騒音の影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況騒音レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	道路交通騒音	-	-	-	-	-	
	建設作業騒音	-	-	-	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-4 に示す。

表 6-1-4 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：存在・供用）

要 因		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
区 分	項目			
	総合騒音	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する騒音については、現段階では詳細な設備・機器が未確定であるが、既に現施設が稼働している。また、予測結果は環境保全に関する目標を満足していること、また現況の暗騒音レベル（やまびこ公園駐車場）とほぼ同様である。さらに、対象事業実施区域近傍には民家等の保全すべき施設はない。以上のことから、影響はほとんどないものと考え、事後調査は行わない。 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況騒音レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	道路交通騒音	-	-	
	工場騒音	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-3 振動

1) 工事による影響

工事による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-5 に示す。

表 6-1-5 事後調査の選定・非選定の理由（振動：工事中）

要 因		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	造成工事、掘削工事	建築物等の撤去・廃棄工事	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
区 分	項目						
	総合振動	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う各種工事による振動への影響は、環境保全に関する目標を満足している。また、対象事業実施区域の近傍には民家等の保全すべき施設はない。なお、鳥居平やまびこ公園が位置しているが、来園者が多く訪れる日曜・祝日の工事は行なわない予定である。また、低振動型建設機械の使用、工事時間の遵守等を行なう計画でもあり、影響は小さいと予測することから、事後調査は行わない。 工事関係車両の走行に伴う振動の影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況振動レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	道路交通振動	-	-	-	-	-	
	建設作業振動	-	-	-	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-6 に示す。

表 6-1-6 事後調査の選定・非選定の理由（振動：存在・供用）

区分		要因	存在・供用による影響		選定・非選定の理由
			自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	総合振動	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する振動については、現段階では詳細な設備・機器が未確定であるが、既に現施設が稼働している。予測結果は環境保全に関する目標を大きく満足している。また、対象事業実施区域近傍には民家等の保全すべき施設はない。以上のことから、影響はほとんどないものと考え、事後調査は行わない。 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の影響については、現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、現況振動レベルとほぼ同様であることから、事後調査は行わない。
	道路交通振動	-	-	-	
	工場振動	-	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-4 低周波音

存在・供用による低周波音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-7 に示す。

表 6-1-7 事後調査の選定・非選定の理由（低周波音：存在・供用）

区分		要因	存在・供用による影響		選定・非選定の理由
			焼却施設の稼働		
項目	低周波音		-		<ul style="list-style-type: none"> 施設の存在・供用に伴い発生する低周波音については、現段階では詳細な設備・機器が未確定であるが、既に現施設が稼働している。また、予測結果は、現況の低周波音とほぼ同レベルであり、環境保全に関する目標を満足している。また、対象事業実施区域近傍には民家等の保全すべき施設はない。以上のことから、影響はほとんどないものと考え、事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-5 悪臭

存在・供用による悪臭の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-8 に示す。

表 6-1-8 事後調査の選定・非選定の理由（悪臭：存在・供用）

区分		焼却施設の稼働		選定・非選定の理由
		煙突排ガス臭気	工場からの漏れ臭気	
項目	特定悪臭物質	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設の稼働による悪臭の影響については、定量的な予測の結果、臭気濃度が 10 未満であった。また、現施設の稼働時における敷地境界線上（4 地点）での悪臭調査の結果は全地点で特定悪臭物質や臭気指数（10 未満）は問題のない数値であった。計画施設は現施設と比較し、最新技術での臭気対策を実施することから、現況を悪化することはないものと考え、事後調査は行わない。
	臭気指数（濃度）	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-6 水質

工事による水質の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-9 に示す。

表 6-1-9 事後調査の選定・非選定の理由（水質：工事中）

区分		工事による影響		選定・非選定の理由
		土地の造成、掘削、建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工事	
			浮遊粒子状物質	
項目	生活環境項目（浮遊物質、水素イオン濃度）	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 本工事では大きな造成工事は行なわない。また、解体工事に伴う洗浄排水は河川放流せず、浮遊物質はその濃度管理（10mg/l 以下）を行なう。コンクリート排水は pH 調整等により中和を図り、アルカリ排水の流出を防止する計画である。これらのため、影響はほとんどないと考えられることから、事後調査は行なわない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-7 土壌汚染

土壌汚染の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-10 に示す。

表 6-1-10 事後調査の選定・非選定の理由（土壌汚染）

要 因 区 分		工事による影響			存在・供用による影響	選定・非選定の理由
		造成	撤去・廃棄等	取水・排水等	焼却施設の稼働	
項目	環境基準項目	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の土壌汚染は、掘削地域に土壌の汚染が確認されていないため、掘削した土壌の搬出による土壌汚染はない。また、搬入する場合は、採取場の適切な選定や搬入土砂の適宜測定等を行う。 ・ 現施設の解体に伴う洗浄排水については洗浄前の漏洩防止対策等を実施する計画である。
	ダイオキシン類	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画施設の稼働については、大気質の予測結果によると、大気中のダイオキシン類の影響は小さいと予測している。 <p>以上のことから、廃棄物の排出・処理による土壌汚染は、環境保全措置の実施により影響はほとんどないため、事後調査は行わない。</p>

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-8 地形・地質

地形・地質に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-11 に示す。

表 6-1-11 事後調査の選定・非選定の理由（地盤沈下）

要 因 区 分		工事による影響	存在・供用による影響	選定・非選定の理由
		造成工事・掘削	地形改変、建築物・工作物等存在	
項目	地形・地質	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビット等の掘削場所や深度等は現在、未定である。今後、掘削に当たって適切な掘削位置、深度、方法等の検討を行なう計画であり、事後調査は行なわない。ただし、上記の検討の結果、著しい影響が想定される場合は、事後調査を行う。 ・ 対象事業実施区域の地質は支持層や軟弱地盤の課題があり、今後、これらの対策検討を行なう計画であり、事後調査は行なわない。ただし、上記の検討の結果、著しい影響が想定される場合は、事後調査を行う。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行なわない項目

6-1-9 植物

植物に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-12 に示す。

表 6-1-12 事後調査の選定・非選定の理由（植物：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		選定・非選定の理由
			焼却施設の稼動（夜間の照明）		
項目	植物相		-		<ul style="list-style-type: none"> ・現施設から計画施設への変更にあたり、稼動時間は 1 日あたり 16 時間から 24 時間へと変更される計画であるため、夜間照明等による影響が考えられる。夜間照明としては、建物の窓からの灯りや、建屋を照らす照明の他、建物周辺の外灯が挙げられる。 ・夜間照明に関する具体的な計画内容は現在未定であるが、建物外部で使用される照明機器は集光性のあるものを採用することが想定されている。また夜間は窓にはカーテン等で締め切るため屋内照明の漏洩は殆どない。なお、建物周辺の外灯については、現施設においても設置されている。 <p>これらのことから、夜間照明の影響は小さいと予測される。</p> <p>なお、対象事業実施区域内における重要な種としてギンランが挙げられるが、本種の生育地点は改変を受けない場所である。</p> <p>以上のことから、事後調査は行わない。</p>
	植生		-		
	注目すべき種・群落		-		

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-10 動物

1) 工事による影響

工事による動物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-13 に示す。

表 6-1-13 事後調査の選定・非選定の理由（動物：工事中）

区分		要因	工事による影響				選定・非選定の理由
			造成工事・掘削工事	建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	動物相		-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査結果で示したように、ワシタカ類（特に、ハチクマ）の古巣、フクロウ類の営巣が確認されている。また、ノスリの生息の可能性も示唆されている。このような状況は現施設の環境負荷を得ているものの、建設工事による環境負荷ではないことから、工事中の猛禽類等の事後調査を行なう。
	注目すべき種及び個体群		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺の地形の状況等から周辺地域の動物相へ与える影響は小さいことから、動物相の事後調査は行なわない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用による動物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-14 に示す。

表 6-1-14 事後調査の選定・非選定の理由（動物：存在・供用時）

区分	要因	存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		夜間の照明等	焼却施設の稼働	
項目	動物相	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設の稼働に伴う騒音及び振動においては、現在の動物相が現施設の稼働状況下であって成立しているものであること、また、計画施設の稼働に伴う騒音及び振動は、現施設のレベルを超えないことから、影響はないものと予測される。 ・現施設から計画施設の変更にあたり、稼働時間は1日あたり16時間から24時間へと変更される計画であるため、夜間照明等による影響が考えられる。夜間照明としては、建物の窓からの灯りや、建屋を照らす照明の他、建物周辺の外灯が挙げられる。夜間照明に関する具体的な計画内容は現在未定となっているが、建物外部で使用される照明機器は昆虫類の誘引効果の低い性質を持つナトリウムランプ等の採用や、集光性のあるものの採用が想定されている。また夜間は窓にはカーテン等で締め切るため屋内照明の漏洩は殆どない。建物周辺の外灯については、現施設においても設置されている。このため、夜間照明の影響は小さいと予測される。 以上のことから、事後調査は行わない。
	注目すべき種及び個体群	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-11 生態系

1) 工事による影響

工事による生態系への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-15 に示す。

表 6-1-15 事後調査の選定・非選定の理由（生態系：工事中）

要因		工事による影響				選定・非選定の理由
		造成工事、掘削工事	建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	生態系	-	-	-	-	・工事に伴い生態系に及ぼす影響は小さいため、事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用の生態系への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-16 に示す。

表 6-1-16 事後調査の選定・非選定の理由（生態系：存在・供用時）

要因		存在・供用による影響	選定・非選定の理由
		焼却施設の稼働	
項目	生態系	-	・施設の存在・供用が、生態系に及ぼす影響は小さいことから、事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-12 景観

景観への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-17 に示す。

表 6-1-17 事後調査の選定・非選定の理由（景観）

要因		工事による影響	存在・供用による影響	選定・非選定の理由
		建築物の工事	建築物・工作物等の存在	
項目	景観資源・構成要素	-	-	・工事が景観に及ぼす影響は軽微であり、期間も限定的であることから行わない。 ・存在・供用が景観に及ぼす影響は、現施設が計画施設に置き換わっても視野に占める程度に大きな変化はなく、人工物景観としての構成要素は変化しないため事後調査は行わない。
	主要な景観	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-13 触れ合い活動の場

1) 工事による影響

工事による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-18 に示す。

表 6-1-18 事後調査の選定・非選定の理由（触れ合い活動の場：工事中）

要 因		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	土地造成、掘削工事	建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工	建築物の工事	
項目	対象資源	-	-	-	-	-	・工事に伴う触れ合い活動の場に及ぼす影響はないことから事後調査は行わない。
	利用環境の快適性・アクセス性	-	-	-	-	-	・工事に伴う触れ合い活動の場の利用環境及びアクセス性に及ぼす影響はないことから事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

存在・供用による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-19 に示す。

表 6-1-19 事後調査の選定・非選定の理由（触れ合い活動の場：存在・供用時）

要 因		存在・供用による影響	選定・非選定の理由
		焼却施設の稼働	
項目	対象資源	-	・施設稼働後においても、現状と同様、触れ合い活動の場が利用され、影響を与えることはないことから、事後調査は行わない。
	利用環境の快適性・アクセス	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-14 廃棄物

1) 工事による影響

廃棄物等に関する事後調査の非選定の理由を表 6-1-20 に示す。

表 6-1-20 事後調査の選定・非選定の理由（廃棄物等：工事中）

要 因		工事による影響					選定・非選定の理由
		掘削	建築物等の撤去・廃棄	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	廃材・残上等の発生・処理	
項目	廃棄物	-	-	-	-	-	・工事に伴って発生する廃棄物等は、適正な処理により、環境への影響はないことから、事後調査は行わない。
	残土等の副産物	-	-	-	-	-	

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

2) 存在・供用による影響

廃棄物等に関する事後調査の非選定の理由を表 6-1-21 に示す。

表 6-1-21 事後調査の選定・非選定の理由（廃棄物等：存在・供用時）

区 分		要 因		選定・非選定の理由
		存在・供用による影響		
		廃棄物の排出・処理		
項 目	廃棄物	-		・施設の稼動に伴って発生する廃棄物等は、適正に処理することから事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-15 温室効果ガス

温室効果ガス等に関する事後調査の非選定の理由を表 6-1-22 に示す。

表 6-1-22 事後調査の選定・非選定の理由（温室効果ガス等：存在・供用時）

区 分		要 因		選定・非選定の理由
		存在・供用による影響		
		自動車交通の発生	焼却施設の稼動	
項 目	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	-	-	・自動車交通の発生による温室効果ガス等への影響は軽微であることから、事後調査は行わない。 ・計画施設の稼動に伴う温室効果ガスの発生量については、現況との差が確認できないことから事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-1-16 交通安全

交通安全に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6-1-23 に示す。

表 6-1-23 事後調査項目の選定・非選定の理由（交通安全：存在・供用時）

区 分		要 因		選定・非選定の理由
		工事、存在・供用による影響		
		関係車両の走行による交通安全		
項 目	交通安全	-		・工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う影響については、交通誘導員の配置（工事時の施設の入出口等）や各車両運転手への交通安全に対する教育・訓練の徹底等を行うことから影響はほとんどない。 以上のことから、事後調査は行わない。

○：事後調査を行う項目 -：事後調査を行わない項目

6-2 事後調査計画

6-2-1 工事による影響

1) 動物

(1) 調査項目等

工事による動物への影響の事後調査は、表 6-2-1 に示す内容で計画する。

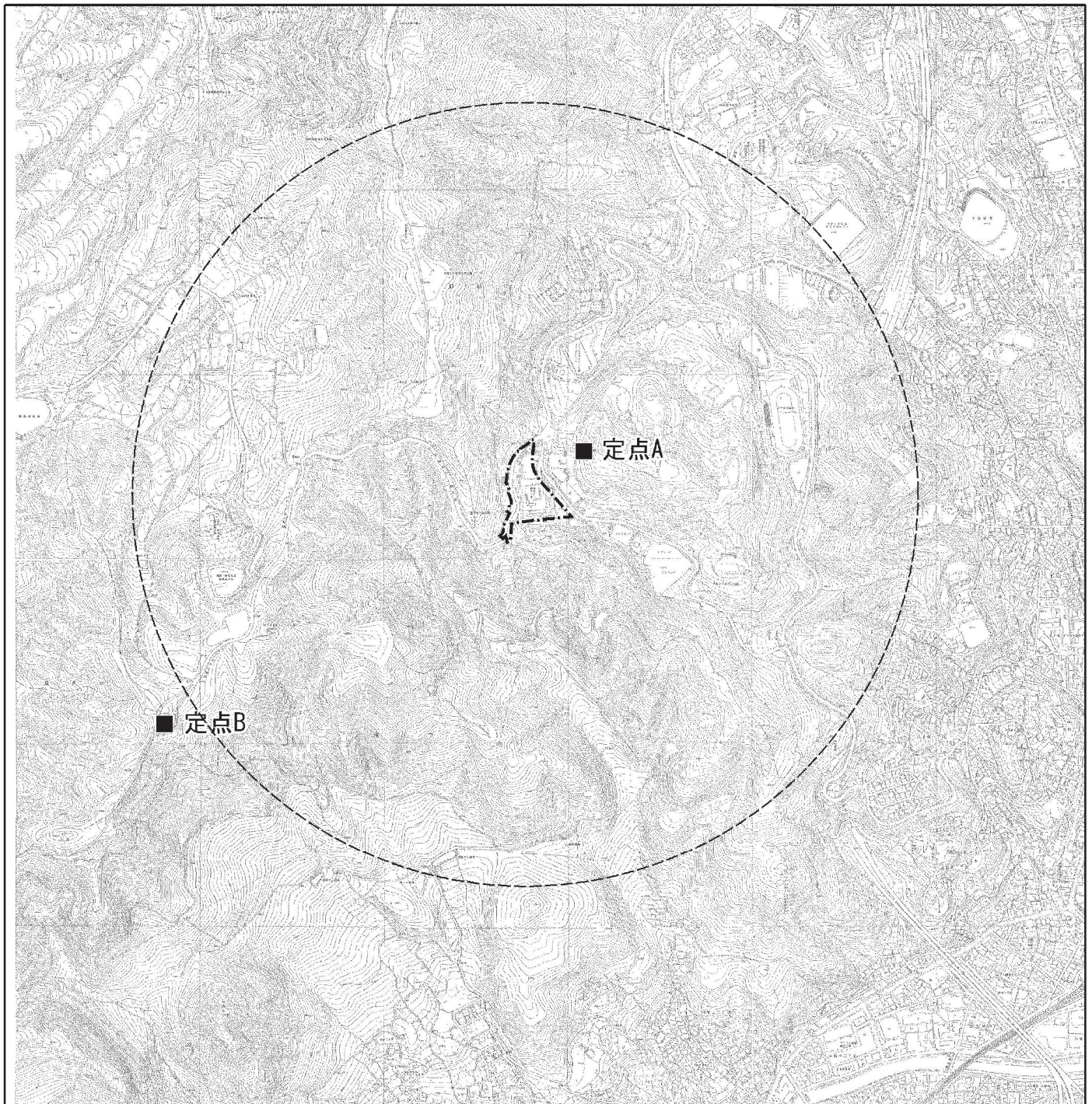
調査項目は、猛禽類の繁殖状況とする。

猛禽類の調査範囲は現地調査と同様とし、対象事業実施区域とその周辺 1km の範囲とする。調査範囲は図 6-2-1 に示すとおりである。

表 6-2-1 動物の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
ワシ・タカ類（ハチクマ、ノスリ等）及びフクロウ類	1 月～8 月の各月 1 回、各 3 日間連続	定点観察調査、 林内調査等	2 地点

なお、営巣が確認された場合は、「工事用車両が集中しないよう搬入時間の分散」、「交通規則の遵守」、「工事区域への仮囲いの設置」、「低騒音・振動型機械の使用」、「建設機械の稼働時間の遵守」等の徹底を図るとともに、速やかに長野県環境部局へ報告する。また、必要に応じて、学識経験者又は地元有識者等へのヒアリングを行うことにより、繁殖への影響を最小限にとどめる。



凡例

■ : 調査地点

▭ : 対象事業実施区域

○ : 調査範囲



0 100 200 300 400m

図 6-2-1 ワシタカ類及びフクロウ類事後調査地点 (工事による影響)

6-2-2 存在・供用による影響

1) 大気質

(1) 調査項目等

存在・供用による大気質への影響の事後調査は、表 6-2-2 及び表 6-2-3 に示す内容で計画する。

調査項目は、施設の稼動に伴う排ガスの影響とし、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀とする。また、あわせて地上気象を測定する。

調査地点は図 6-2-2 に示す現況調査地点とする。

表 6-2-2 大気質の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値×24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点
ダイオキシン類	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/7 日]	現況調査地点 4 地点
塩化水素	4 季/年 (3 日間/季)	連続吸引 [1 検体/日/3 日間/季]	現況調査地点 4 地点
カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 水銀	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/日/7 日間/季]	現況調査地点 4 地点
地上気象 (風向・風速、気温、湿度)	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値×24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点

表 6-2-3 大気質の事後調査地点（存在・供用による影響）

項目	地点数	地点	調査地点位置	
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 ダイオキシン類 塩化水素 カドミウム 鉛 水銀 地上気象	4	St. 1	岡谷市清掃工場	対象事業実施区域
		St. 2	樋沢地区	本計画施設の稼動に伴う煙突からの排ガスの影響を受けるおそれのある地域のうち、方向別に民家が立地する地点を選定。
		St. 3	勝弦峠	
		St. 4	岡谷市役所	

(2) 測定方法

大気質の測定は、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」等に定める方法とする。

ダイオキシン類の測定については「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法とする。

塩化水素については、大気汚染物質測定法指針に定める方法とする。

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法とする。

大気質の測定方法を表 6-2-4 に示す。なお、地上気象の測定は、地上気象観測指針に定める方法により行う。

表 6-2-4 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
二酸化硫黄 (SO ₂)	溶液導電率法 (JIS B 7952)	毎正時	1.5m
一酸化窒素 (NO)	ザルツマン吸光光度法 (JIS B 7953)	毎正時	
二酸化窒素 (NO ₂)			
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	3.0m
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル	1 検体/季	1.5m
塩化水素	イオンクロマト伝導率法	1 検体/日/3 日間/季	
カドミウム及びその化合物	ろ紙捕集-ICP 分析法	1 検体/日/7 日間/季	
鉛及びその化合物	ろ紙捕集-ICP 分析法	1 検体/日/7 日間/季	
水銀	金アマルガム捕集-加熱気化 冷原子吸光法	1 検体/日/7 日間/季	



凡例	
●	環境大気事後調査地点
★	対象事業実施区域
---	市町村界

図 6-2-2 環境大気事後調査地点

事後調査の実施にあわせ、表 6-2-5 に示すとおり、関連する施設の稼動状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

表 6-2-5 施設稼動状況及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
施設の稼動状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置 ・計画建築物仕様 ・設備 ・機器種別、規格、台数 ・廃棄物搬出入等車両走行台数 ・廃棄物焼却処理量 ・施設の稼動に伴い発生する廃棄物等の量 ・発電量 ・施設稼動電力量 ・売電量 ・緑化の状況 ・その他の施設の稼動の状況
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止対策の状況 ・騒音防止対策の状況 ・振動防止対策の状況 ・低周波音防止対策の状況 ・悪臭防止対策の状況 ・その他の環境保全措置の実施状況

6-3 事後調査結果の報告等

6-3-1 事後調査報告書の提出時期及び提出先

事後調査を行う時点は、「建設工事の最盛期」及び「施設の稼動が通常の状態に達した時点」の2時点である。

事後調査結果報告は「建設工事の最盛期」及び「施設の稼動が通常の状態に達した時点」の各調査が完了した段階で速やかに行う。

事後調査報告書は県知事に提出する。

6-3-2 事後調査結果の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、公表・公開する。

公表・公開場所は、湖周行政事務組合及び計画施設ならびに湖周行政事務組合構成市町の関係部署とする。また、湖周行政事務組合ホームページにおいても公表・公開する。

6-3-3 環境保全目標が達成できていない場合の対応方針

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。